

亀山市告示第189号

亀山市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年12月8日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付要綱（平成30年亀山市告示第136号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
区分		助成金の額 (消費税及び地方消費税を含む。)	区分		助成金の額 (消費税及び地方消費税を含む。)
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
H i b感 染症	乳幼児	<u>11, 113円</u>	H i b感 染症	乳幼児	<u>10, 824円</u>
	長期疾患：児童 (10歳未満)	<u>8, 858円</u>		長期疾患：児童 (10歳未満)	<u>8, 569円</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の亀山市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付要綱の規定は、令和5年9月1日以後に受けた予防接種について適用し、同日前に受けた予防接種については、なお従前の例による。